

第2章 みどりの現況

1. 清瀬市の特色あるみどり

(1) 公共のみどり

1) 水辺と一体となったみどり

市内を流れる柳瀬川流域では、崖線の緑地が保全され潤いのある水辺空間が創り出されています。平成18年には「柳瀬川回廊構想」が策定され、水辺、みどり、親水施設、文化財をつなぐ遊歩道が整備されました。また、流域一帯には空堀川の旧河川を利用した「清瀬せせらぎ公園」、ホタルや水仙などで季節の移り変わりを楽しむことのできる「清瀬金山緑地公園」、カワセミなどの野鳥を観察できる「金山調整池」等の親水公園が整備されています。これにより、市民の人々がレクリエーションを楽しみ、自然とふれあうことのできる親しみのある水辺空間が提供されています。



柳瀬川の水辺の風景



金山緑地公園

2) 街路樹のみどり

清瀬市を南北に横断する新小金井街道、市街地のけやき通り、志木街道や旭ヶ丘通りといった主な街道には、ケヤキ、イチョウ、ハナミズキなどの街路樹がすがすがしい風景を創り出しています。

これらの街路樹は、市民に限らず訪れる方々が清瀬市の自然を楽しみ、身近に感じることができ環境を提供しています。

しかし、一方では、高木・老木化した樹木が問題となっており、これらの今後の定期的な維持管理が求められます。



けやき通り



志木街道

3) 雑木林のみどり

市内には、市有林などの雑木林、崖線を含む樹林地が約 17ha あります。市民の癒しの空間であるこれらの雑木林には、高木・老木化、民地への越境枝などの問題があり、今後、市がこれらを維持・管理していくための方針を立てる必要があります。



御殿山緑地保全地域



下清戸道東特別緑地保全地区

(2) 民間のみどり

1) 大規模施設群のみどり

病院街の大規模施設群には、まとまりのある樹林が分布しており、清瀬市のみどり豊かな環境が創り出されています。施設の目的等から、市民への一般公開は困難ですが、施設利用者との交流の場として利用策を検討できる可能性があります。



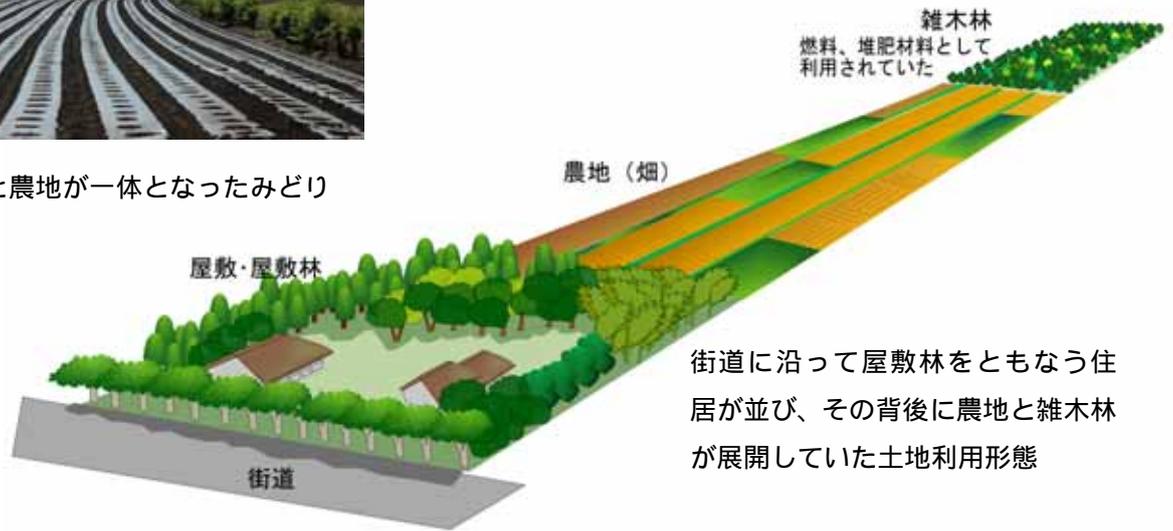
病院内のみどり

2) 樹林地と農地が一体となったみどり(武蔵野のみどり)

清瀬市内の中央部から志木街道の南北にかけて、広く農地が分布しており、のどかな風景が見られます。志木街道沿いの屋敷林と、その背後の農地が東西に連なる清瀬独特の郷土景観が今も残っています。また、中里から野塩にかけての空堀川の崖線などに樹林が多く残されており、農地と一体的な保全が望めます。これらの農地では、市民農園が設けられ、市民が農業とふれあい親しみの持てる環境が提供されています。今後、更なる市民農園などのふれあいの場の拡充がのぞまれます。



屋敷林と農地が一体となったみどり



街道に沿って屋敷林をともなう住居が並び、その背後に農地と雑木林が展開していた土地利用形態

「武蔵野のみどり」とは

武蔵野とは武蔵野台地（関東平野西部の荒川と多摩川に挟まれた地域に広がる台地）一体に広がる地域をさし、古代から独特の地形に培われた文化や歴史があります。水が乏しいため、江戸時代から野火止用水をはじめとする多くの分水路が作られ、大規模な新田開発が行われました。現在でもその時整備された屋敷、耕地、平地林が配置される短冊型の地割が残っており、屋敷の周囲には竹、ケヤキ、スギ、ヒノキ、カシなど特徴的な屋敷林が見られます。また、発達した河岸段丘が見られ、各段丘の縁端は段差数メートル程度のちょっとした崖(崖線)になっており、斜面地の多くは雑木林で覆われています。

清瀬市内にも残るこれらの歴史・文化の中で育まれた独特な緑地風景がいくつか見られます。このようなことから、この計画では、「武蔵野のみどり」を次のようにとらえています。

- 江戸期に開拓された屋敷林、農地、雑木林が一体となった風景
- 崖線沿いに集まった集落の風景



2 みどりの現況

(1)「緑被率」現況

「緑被率」とは

植生(樹木、草)に被われている場所を緑被地といい、これには農地も含まれます。また、緑被率とは、一定の地区に対する緑被の割合のことです。この緑被率を把握することにより市内全域のみどりの量や地域的な特性を知ることができます。

平成22年度の緑被率は、40.1%で、内訳は、畑がもっとも多く19.5%、樹木・樹林が14.1%でこれに続きます。畑と樹木畑・果樹園を合わせた農地は21.7%を占めています。前回調査(平成9年度)から13年間で、緑被率は6.2%減少しました。樹木・樹林と農地(畑)の減少率はほぼ同じでした。

表 2-2-1 清瀬市緑被地の経年変化の概況

区分		面積(ha)		減少率(%) 100 - (B/A × 100)	構成比(%)	
		平成9年度 (A)	平成22年度 (B)		平成9年度	平成22年度
樹林地	樹木・樹林	160.12	140.82	12.1	15.7	13.8
	竹林	3.36	2.83	15.8	0.3	0.3
草地		47.22	43.8	7.2	4.6	4.3
農地	畑	227.94	199.07	12.6	22.4	19.5
	樹木畑・果樹園	33.8	22.35	33.9	3.3	2.2
緑被地計		471.43	408.87	81.6	46.3	40.1

多摩六都のみどりについては、「多摩六都のみどり みどりの実態調査報告(平成6年3月)」において、緑被調査が実施されている。平成9年度及び今回(平成22年度)の調査は、この時の緑被分布図及び町丁目別緑被集計結果を活用して緑被地の経年変化箇所とその面積を把握し、緑被面積と緑被率を算出している。なお、各数値の端数を四捨五入しているため合計値と一致しない場合がある。

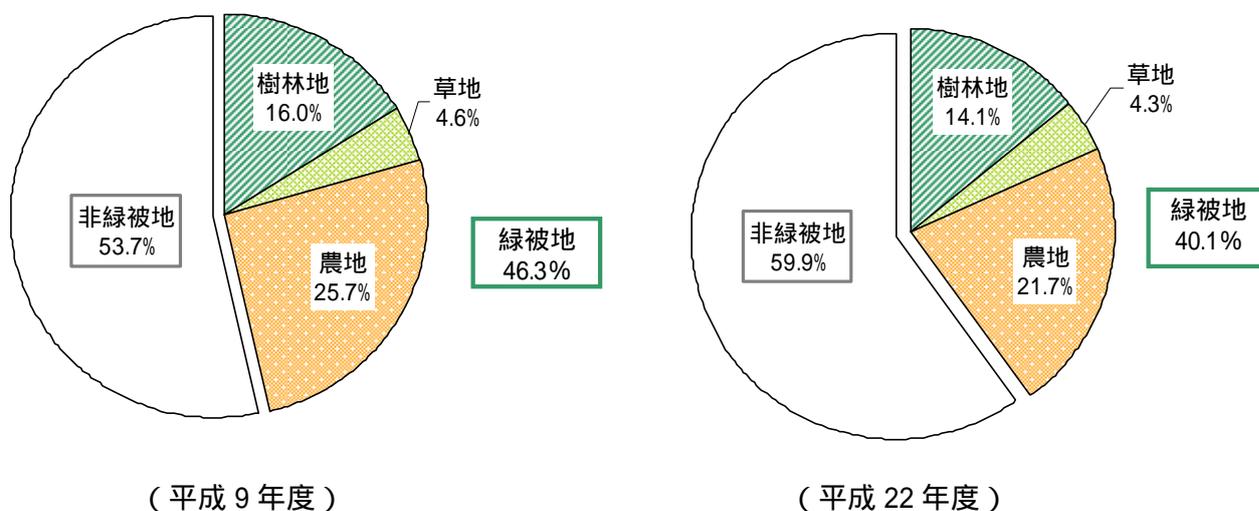


図 2-2-1 緑被率の構成比

参考 多摩北部都市広域行政圏における5市の緑被地の概況

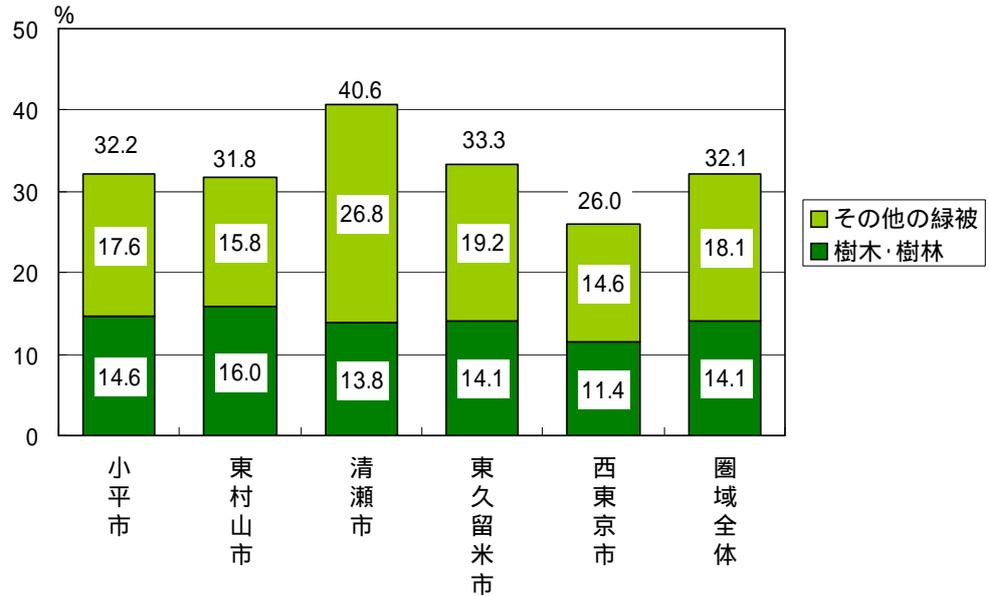


図 2-2-2 5市の緑被率

注) 各数値の端数を四捨五入しているため合計値と一致しない場合がある。

出典: 平成 20 年度多摩六都みどりの実態調査研究

表 2-2-2 5市の緑被面積と緑被率

市名	緑 被 地						非 緑 被 地	合 計
	樹木・樹林	竹林	草地	田畑	樹木畑・果樹園	小計		
小平市	298.72	4.44	123.48	143.61	89.26	659.51	1,386.49	2,046
	14.6	0.2	6.0	7.0	4.4	32.2	67.8	100.0
東村山市	273.80	3.44	81.75	120.74	66.42	546.14	1,169.86	1,716
	16.0	0.2	4.8	7.0	3.9	31.8	68.2	100.0
清瀬市	140.84	2.83	46.21	201.62	22.40	413.90	605.10	1,019
	13.8	0.3	4.5	19.8	2.2	40.6	59.4	100.0
東久留米市	181.81	3.92	62.29	131.87	50.11	430.00	862.00	1,292
	14.1	0.3	4.8	10.2	3.9	33.3	66.7	100.0
西東京市	181.03	2.23	55.72	111.41	61.48	411.87	1,173.13	1,585
	11.4	0.1	3.5	7.0	3.9	26.0	74.0	100.0
合計	1076.19	16.87	369.45	709.24	289.66	2461.41	5196.59	7,658
	14.1	0.2	4.8	9.3	3.8	32.1	67.9	100.0

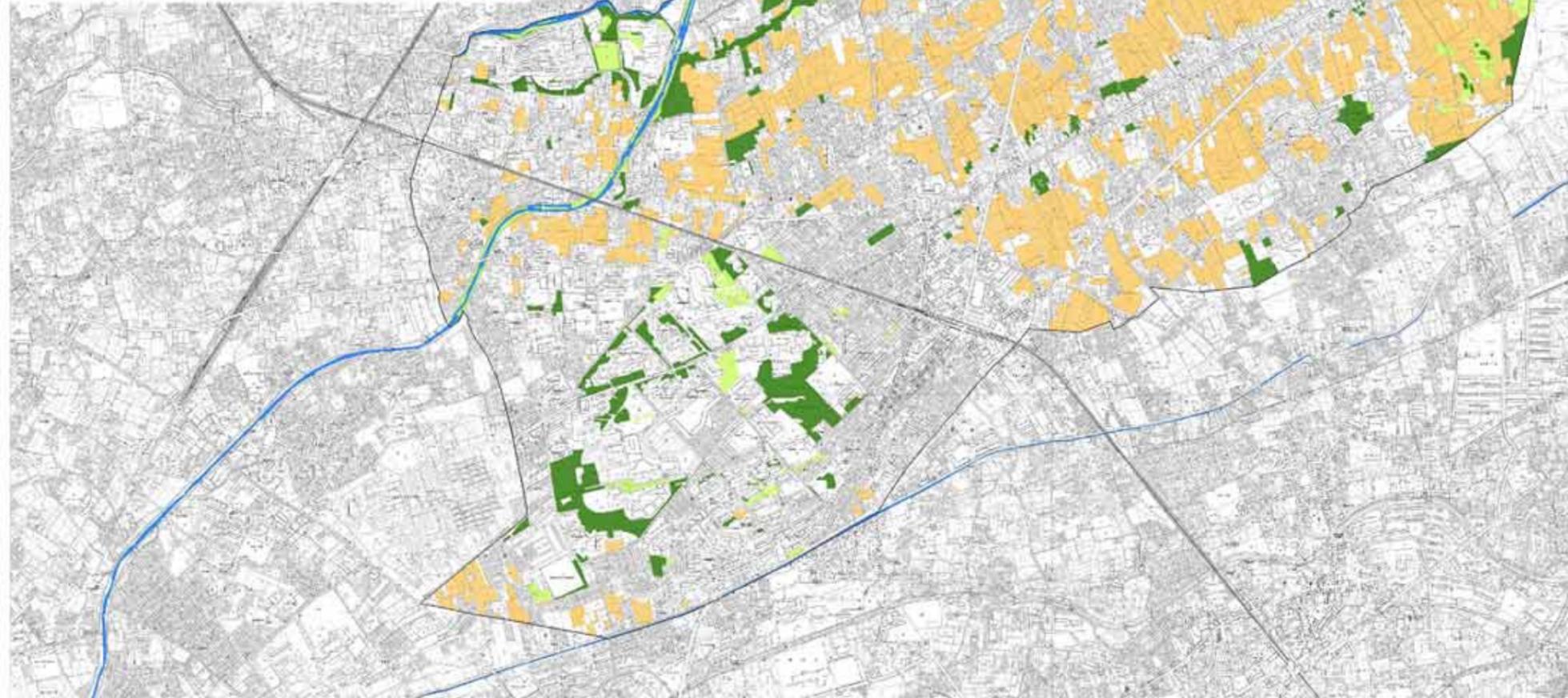
注) 各数値の端数を四捨五入しているため合計値と一致しない場合がある。

出典: 平成 20 年度多摩六都みどりの実態調査

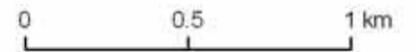
緑被地の現況図（平成 22 年度）

市域面積 1,019ha	
樹林地	144ha (14.1%)
草地	44ha (4.3%)
農地	221ha (21.7%)
合計	409ha (40.1%)

この分布図は、平成 21 年 1 月 1 日の航空写真により 100 m²以上の緑被地を抽出したものである。



ここで、河川とは河川等の水辺空間を示しており、水面部分だけではない。



緑被地の变化

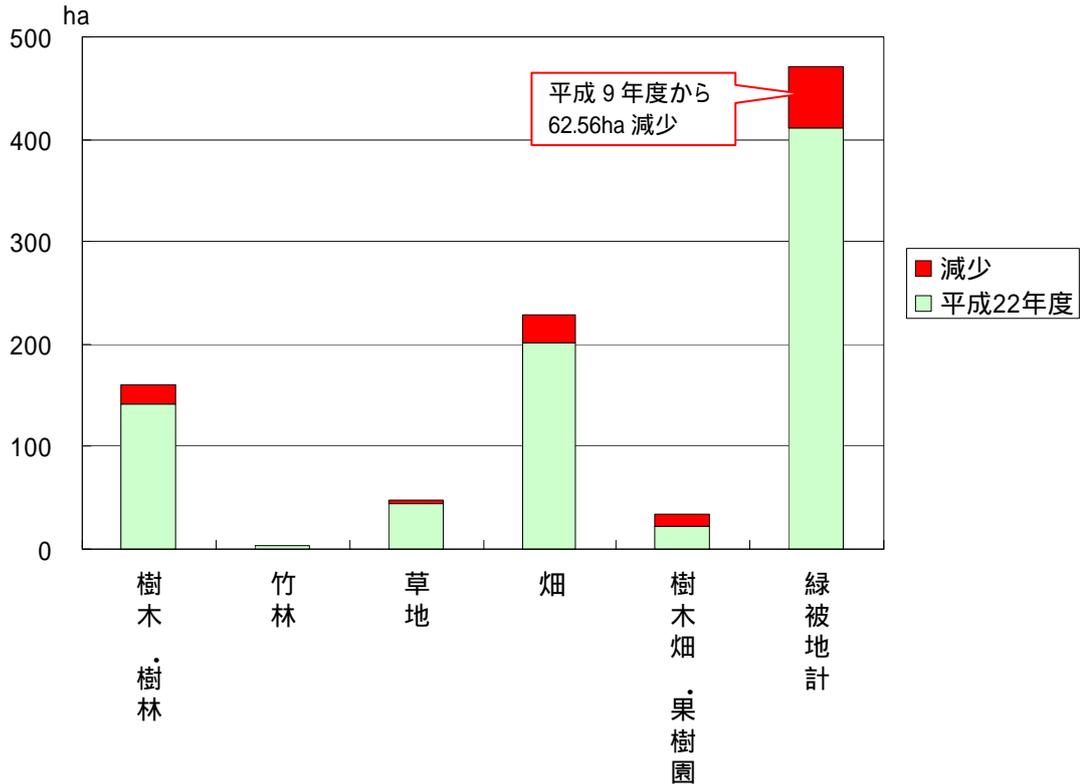
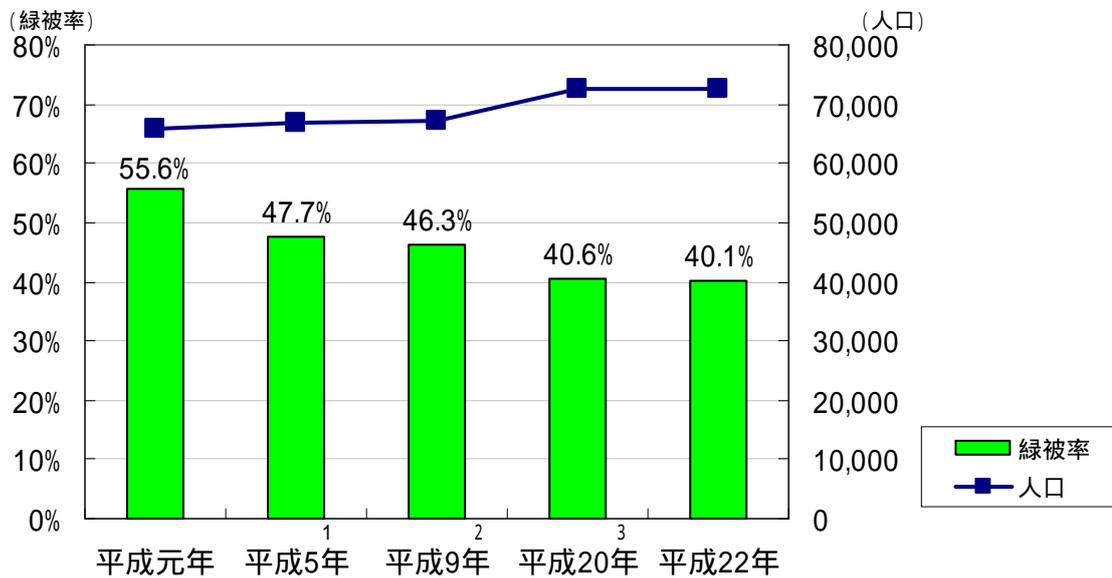


図 2-2-3 清瀬市の緑被地の变化(平成 9 年度～平成 22 年度)



- 1 :みどりの実態調査(平成 6 年 3 月) / 多摩北部都市広域圏審議会
- 2 :みどりの基本計画策定調査
- 3 :平成 20 年度多摩六都みどりの実態調査研究 / 多摩北部都市広域圏審議会

図 2-2-4 清瀬市の人口の変化及び緑被率の変化 (平成元年～平成 22 年度)

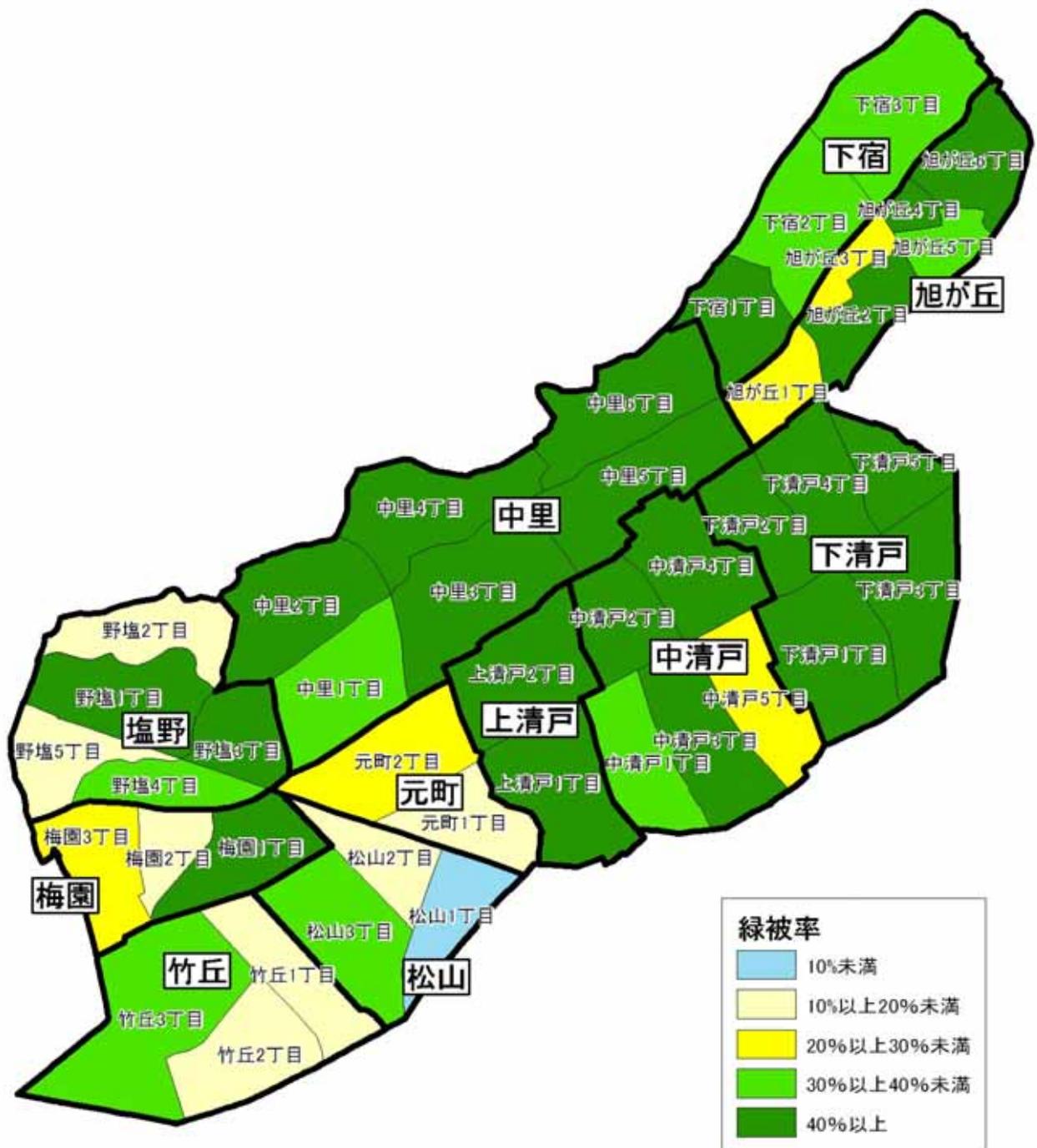


図 2-2-5 町丁目の緑被率の概況

(2)「みどり率」の現況

東京都は「緑の東京計画」(平成12年12月)において、みどりの指標として新たに「みどり率」を設定しています。本計画では、東京都との整合を図るため、緑被率に加えてこの「みどり率」によるみどりの現況把握も行います。

「みどり率」とは

ある地域における、樹林地、草地、農地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)、公園、街路樹や、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合をいいます。

緑被率に「河川等の水面の占める割合」と「公園内の緑で被われていない面積の割合」を加えたものが「みどり率」です。

みどり率は、平成20年度調査では43.1%でしたが、今回の調査では42.6%と0.5ポイント減少しました。

表2-2-3 清瀬市のみどり率の現況

区分	面積(ha)	構成比(%)
樹木・樹林 1	143.65	14.1%
農地 2	221.42	21.7%
草地	43.80	4.3%
公園・運動場等 3	27.97	2.7%
河川等の水辺	10.56	1.0%
重複面積 4	-13.43	
計 5	433.97	42.6%

- 1 : 竹林を含む
 2 : 畑及び樹木畑・果樹園
 3 : 東京都平成19年度土地利用データより算出。都市公園のほか民間のグラウンドなども含む。
 4 : 重複面積は、公園・運動場等の中にある樹木・樹林、農地、草地の面積
 5 : 計は樹木・樹林、農地、草地、公園・運動場等、河川等の水辺の合計から重複面積を除いた値で、構成比が緑率である。

出典：平成20年度多摩六都みどりの実態調査研究

参考 表2-2-4 多摩北部都市広域行政圏における5市のみどり率

市名	区 分					重複面積 ⁵	計 ⁶
	樹木・樹林 ¹	農地 ²	草地	公園・運動場等 ³	河川等の水辺 ⁴		
小平市	303.16	232.87	123.48	155.38	17.66	99.96	732.59
	14.8	11.4	6.0	7.6	0.9		35.8
東村山市	277.24	187.16	81.75	96.92	19.55	54.53	608.09
	16.2	10.9	4.8	5.6	1.1		35.4
清瀬市	143.67	224.02	46.21	27.97	10.56	13.43	439.00
	14.1	22.0	4.5	2.7	1.0		43.1
東久留米市	185.73	181.98	62.29	54.26	7.33	33.71	457.88
	14.4	14.1	4.8	4.2	0.6		35.4
西東京市	183.26	172.89	55.72	73.44	2.67	30.93	457.05
	11.6	10.9	3.5	4.6	0.2		28.8
圏域全体	1093.06	998.91	369.45	407.97	57.77	232.56	2,694.60
	14.3	13.0	4.8	5.3	0.8		35.2

注) 各数値の端数を四捨五入しているため合計値と一致しない場合がある。

出典：平成20年度多摩六都みどりの実態調査研究

(3)「緑地」の現況

緑地とは

本計画における緑地とは、公園緑地等の都市施設とする緑地(都市公園、条例等の公園)、制度上安定した緑地(生産緑地地区等)、社会通念上安定した緑地(社寺境内地、公開性のある施設等)をいい、現行計画では計画の目標としています。

今回、緑地については「新編 緑の基本計画ハンドブック(国土交通省監修)」の緑地の分類に基づき再整理します。

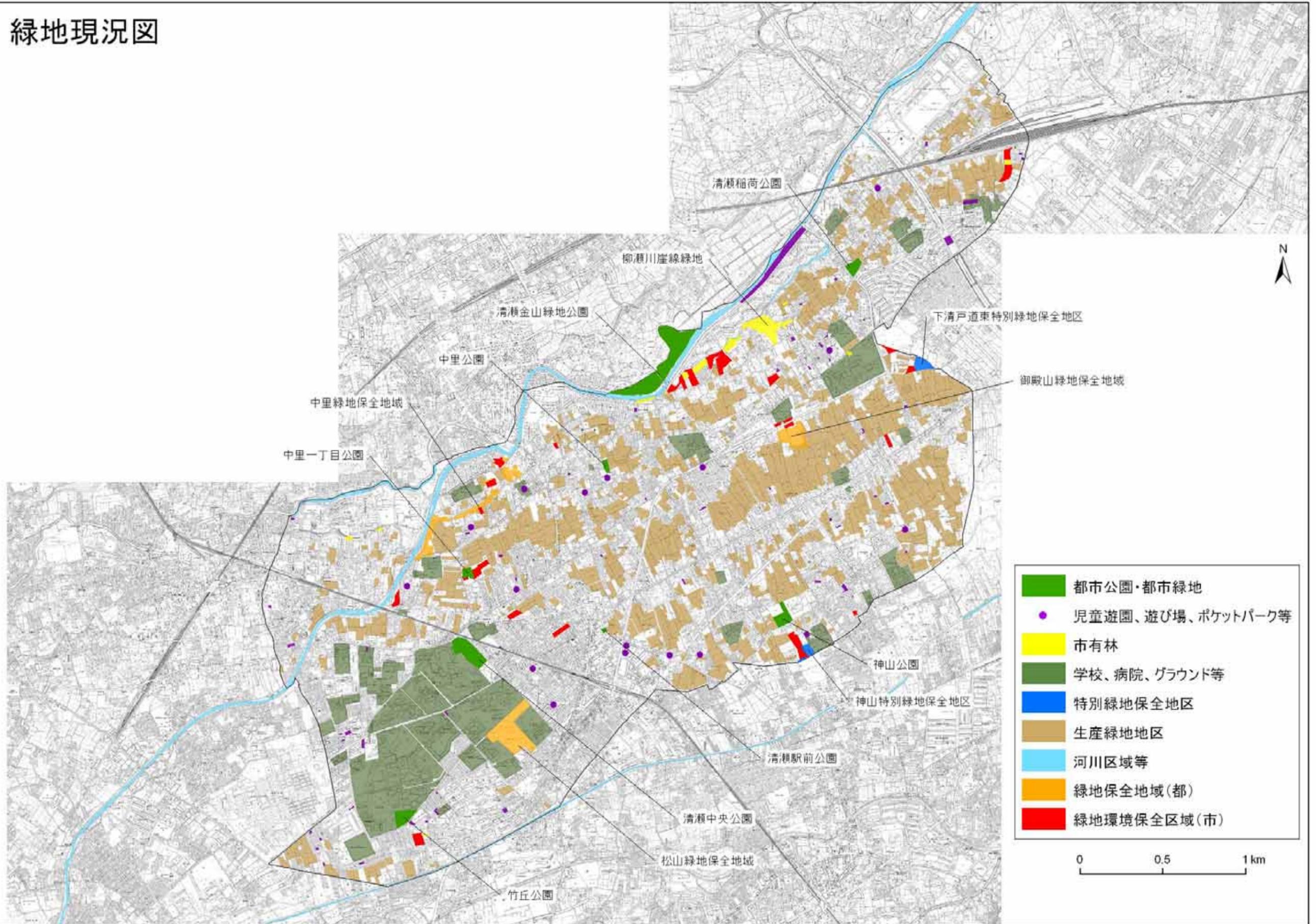
平成22年の緑地現況は、359.35haで、市域面積の36.1%となっています。緑地の経年変化状況を見ると、平成9年から16.46haの減少となっています。これは、公園・緑地の整備は進んだものの農地(生産緑地地区等)が減少傾向にあるためです。

表 2-2-5 緑地の現況と経年変化

分類	平成9年1月 (現行計画)		現況 (平成21年度末)		増減
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
都市公園		3.10	6	3.79	
竹丘公園		0.72		0.72	
中里公園		0.16		0.16	
清瀬稲荷公園		0.49		0.49	
清瀬駅前公園		0.07		0.07	
清瀬中央公園		1.60		1.60	
神山公園		0.06		0.75	
都市緑地	1	11.70	3	13.98	
清瀬緑地		11.70		11.70	
中里一丁目緑地				0.38	
柳瀬川崖線緑地				1.9	
児童遊園、遊び場、ポケットパーク等	61	12.81	104	15.74	
市有林	9	0.89	16	1.26	1.26
学校、病院、グラウンド等	-	100.50	-	100.50	0.00
都市公園等 合計		129.02		135.27	7.14
特別緑地保全地区	-	-	2	1.03	1.03
下清戸道東特別緑地保全地区				0.62	
神山特別緑地保全地区				0.41	
生産緑地地区	-	211.10	-	190.92	-20.18
河川区域	-	18.80	-	18.80	0.00
緑地保全地域(都)	3	7.09	3	8.33	0.79
清瀬松山緑地保全地域		4.34		4.34	
清瀬中里緑地保全地域		1.23		2.47	
清瀬御殿山緑地保全地域		1.52		1.52	
緑地環境保全区域(市)	46	9.45	34	5.00	-4.63
法律や条令で保全されている緑地 合計		247.06		224.08	-22.99
合計		376.08		359.35	

P10の「緑被地」の「農地」には、生産緑地地区と一般農地が含まれているが、「緑地」には一般農地は含まない。

緑地現況図



3 自然環境

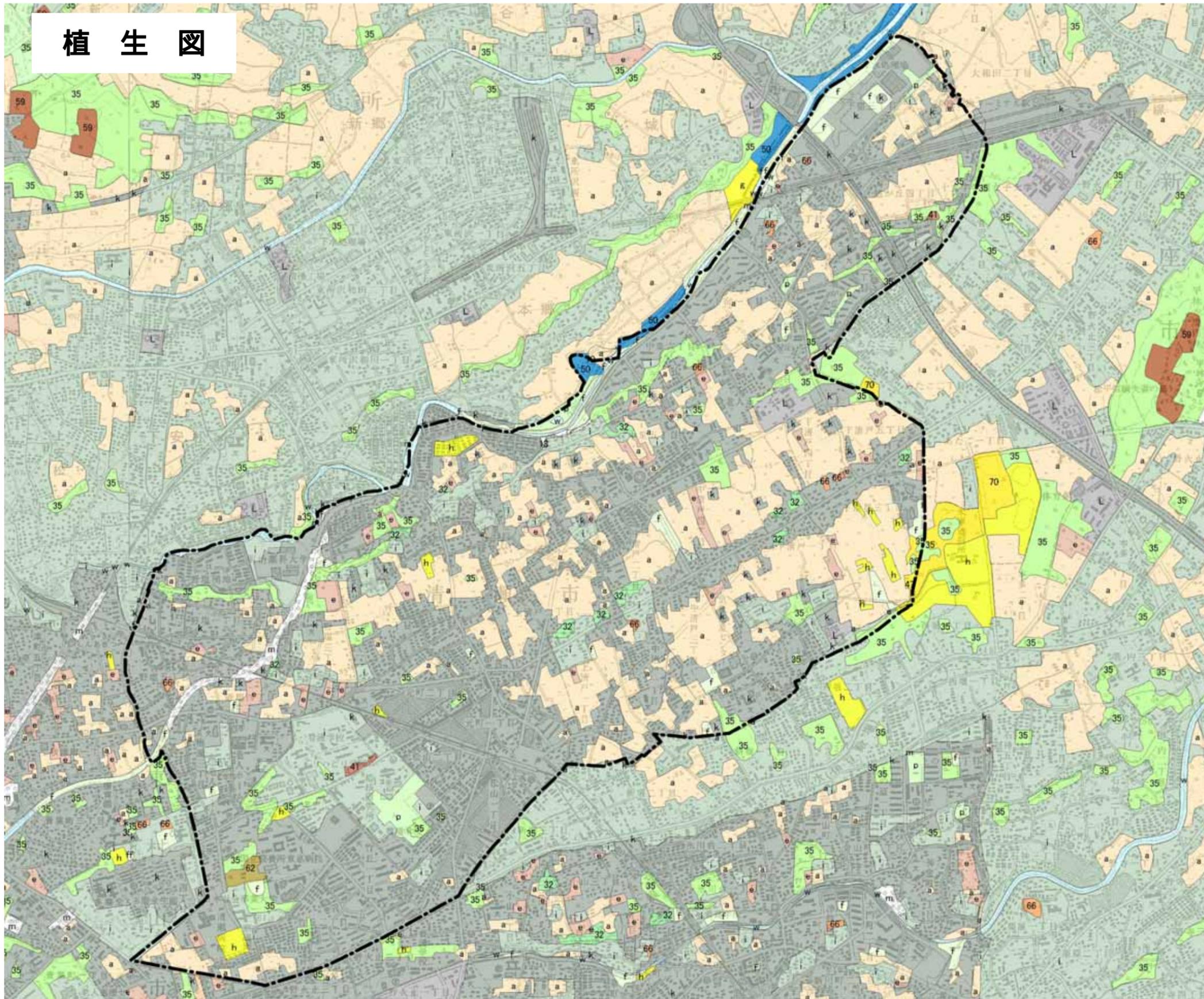
(1) 植生

台地には、畑が広がり、街道沿いや河川に沿った段丘崖上にはケヤキやシラカシなどの大木を中心とした屋敷林がところどころに散在しています。雑木林もそのほとんどは河川に沿った段丘崖上に見られる。台地部分に見られる雑木林は、クヌギーコナラ群集となっています。

(2) 植物

市内には、東京都レッドリスト(2010年版)に記載されている、カザグルマ、ヤマブキソウ、レンブクソウ、イカリソウ、ウスツボ、カタクリ、ヒロハノアマナなど多くの貴重な植物生育しています。また、東京都レッドリストでは情報不足等に位置付けられているソバナやバアソブ、ハグロソウについても、確認されています。一方で、コゴメヤナギ、ズミ、トチカガミなど絶滅してしまった種もあります。資料編(1)を参照

植生図



植生図 凡例

植生図凡例番号 統一凡例コード 統一凡例

- 32.400104, シラカシ屋敷林
- 33.410100, コナラ群落(VII)
- 35.410102, クヌギ・コナラ群集
- 41.420100, アカマツ群落(VII)
- 42.420101, ヤマツツジ・アカマツ群集
- 43.430200, メダケ群落
- 47.450101, アズマネザサ・ススキ群集
- 50.470400, ヨシクラス
- 58.540100, スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 59.540200, アカマツ植林
- 62.540902, ニセアカシア群落
- 64.541000, その他植林
- 66.550000, 竹林
- 70.450100, ススキ群団(VII)
- a.570300, 畑雑草群落
- b.570400, 水田雑草群落
- c.570101, 放棄畑雑草群落
- d.570500, 放棄水田雑草群落
- e.570200, 果樹園
- f.570100, 路傍・空地雑草群落
- g.560200, 牧草地
- h.560100, ゴルフ場・芝地
- i.580101, 緑の多い住宅地
- k.580100, 市街地
- L.580300, 工場地帯
- m.580400, 造成地
- p.580200, 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- w.580600, 開放水域

出典：環境省 第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生調査 情報提供ホームページ
平成15(2003)年度作成、平成21(2009)年度修正 <http://www.vegetation.jp/>

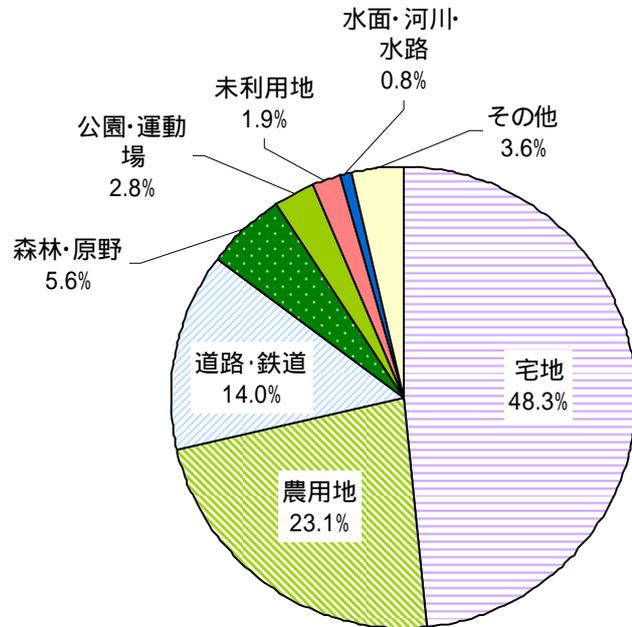
4 土地利用

(1) 土地利用の割合

本市の土地利用(平成19年現在)は、宅地48.3%、農地23.1%、道路・鉄道14.0%、森林・原野5.6%であり、宅地が最も多くの割合を占めています。農地は、市域の1/4を占め、その内約82%が生産緑地として指定されており、よく整備された農地が多くみられます。

表 2-4-1 土地利用の現況

項目	面積(ha)	割合(%)
宅地	488.5	48.3%
農用地	233.5	23.1%
道路・鉄道	141.3	14.0%
森林・原野	56.3	5.6%
園・運動場	28	2.8%
未利用地	19.2	1.9%
水面・河川・水路	8.3	0.8%
その他	36.9	3.6%
計	1012	100.0%



出典:東京の土地利用 平成19年 多摩・島しょ地域

図 2-4-1 土地利用現況

- 1 各数値の端数を四捨五入しているため合計値と一致しない。
- 2 未利用地とは、宅地で建物を伴わないもの、建築中で用途不明のもの、区画整理中の宅地、取りこわし跡地、廃屋、埋め建て等
- 3 市域面積は1,019haであるが、本資料では1,012haとして示されている。また、公園・運動場等の面積も他の資料とは算出方法等が異なるため、合っていない。
- 4 河川の面積については、縮尺1/2,500地形図において河川を抽出し、データ化して面積を測定した結果算出された19.19haを使用しています。

(2) 土地所有の状況

国有地、都有地、市有地と公共・公益用地、道路用地、交通施設用地の状況を以下に示す。



図 2-4-2 土地所有の状況

出典：平成 20 年度都市計画基礎調査

(3) 都市公園等の整備状況

都市計画公園・緑地は、13箇所 23.78ha ありますが、そのうち開園している公園は 9 箇所 8.06ha です。

「都市計画公園・緑地の整備方針（平成 18 年 3 月 東京都、特別区、市町）」では、2015 年までに優先的に整備に着手する予定の「重点公園・緑地（172 箇所）」を選定、及びその中から「優先整備区域（約 450ha）」を設定していますが、清瀬市では、東京都事業「重点化を図るべき公園・緑地」や市・町事業「重点化を図るべき公園・緑地」に該当する公園はありません。今後、都市計画公園・緑地のあり方について検討していく必要があります。

表 2-4-2 都市公園等の整備状況

都市公園の区分	名称	都市計画決定面積(ha)	開園面積(ha)
街区公園	竹丘公園	0.72	0.72
	中里公園	0.30	0.16
	清瀬稲荷公園	0.55	0.49
	清瀬駅前公園	0.12	0.07
	仲川公園	0.55	-
	日枝公園	0.76	-
	下宿公園	0.63	-
街区公園 小計		3.63	1.44
近隣公園	清瀬中央公園	1.70	1.60
	芝山公園	1.47	-
	神山公園	1.00	0.75
近隣公園 小計		4.17	2.35
都市緑地	清瀬緑地	13.70	11.70
	中里一丁目緑地	0.38	0.38
	柳瀬川崖線緑地	1.90	1.90
都市緑地 小計		15.98	13.98
合計		23.78	17.77

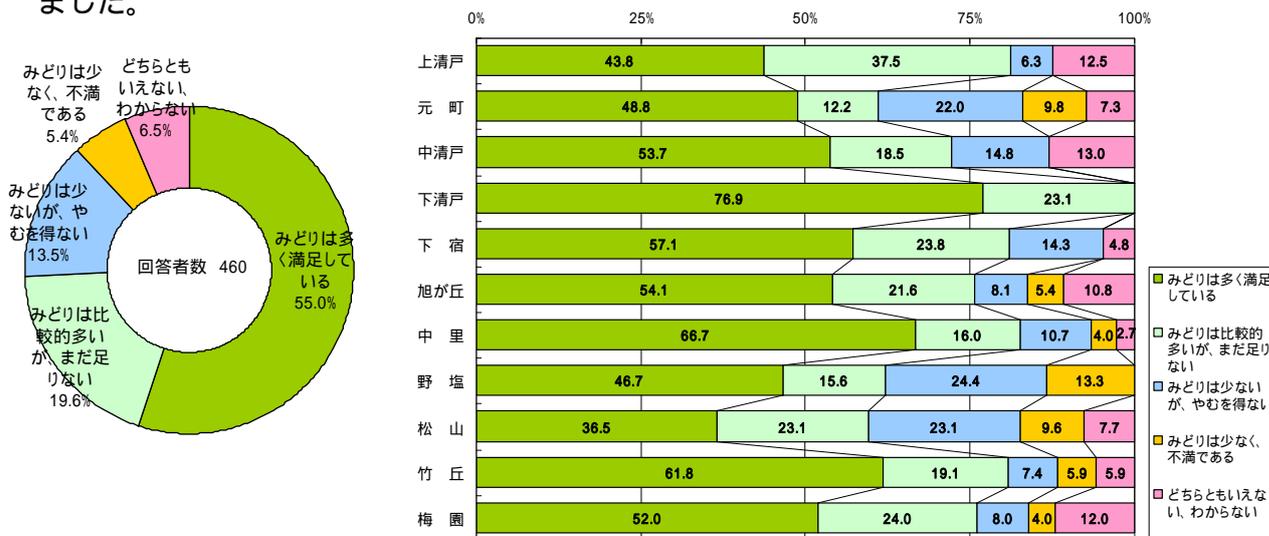
5 みどりに関する市民意識

(1) 市内のみどりに関する認識

平成22年7月に行った「清瀬市みどりに関する市民アンケート」(1,000人を対象；回収率約47.1%)に基づき、市民のみどりに関する認識をまとめました。

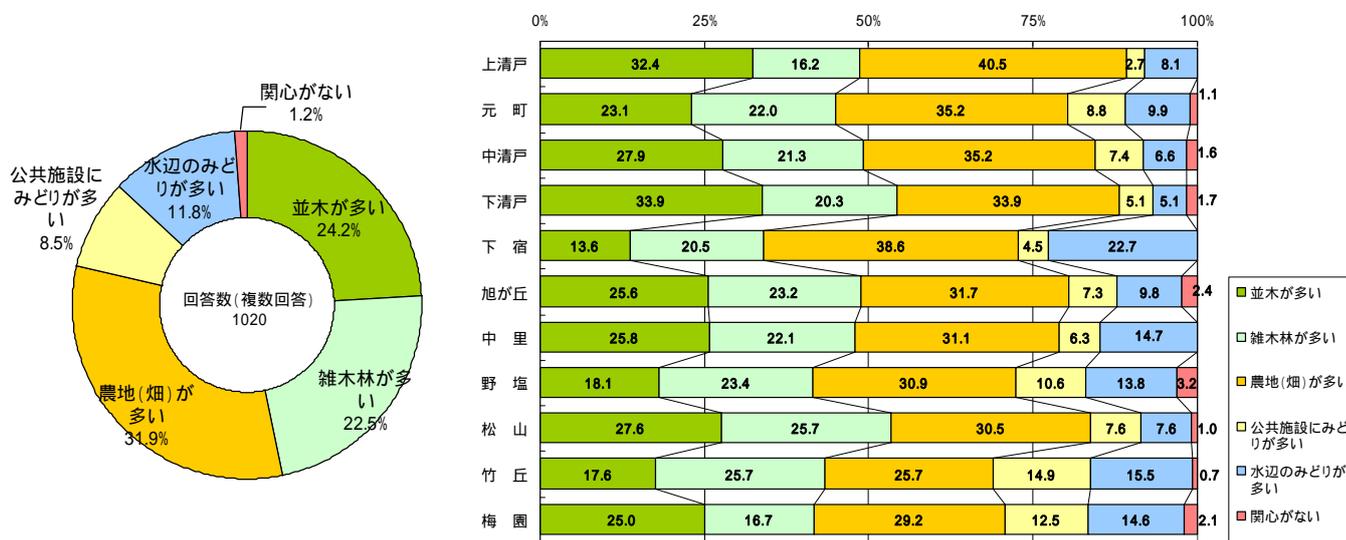
1) 近所のみどりについて

近所のみどりについては、55%が多く満足していると答え、19.6%が比較的多いがまだ足りないと答えました。さらに地区別に見ると、下清戸、中里、竹丘の市民が比較的にみどりに満足しており、上清戸、松山にまだ足りないと答えた市民が多いことが分かりました。



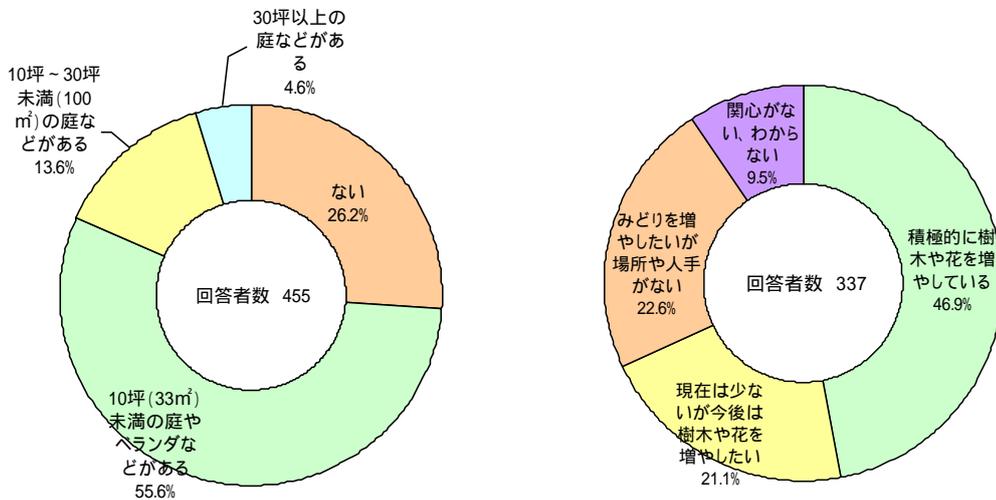
2) 市内のみどりについて

市内のみどりについては、31.9%が農地(畑)が多いと答え、24.2%が並木が多いと答え、22.5%が雑木林が多いと答えました。地区別に見ると、下清戸、上清戸に並木が多いと答えた市民が比較的多く、上清戸、下宿、元町に農地が多いと答えた市民が比較的多く、下宿に水辺のみどりが多いと答えた市民が多いことが分かりました。これは、市民が普段の生活で目にするみどりについてあらわしていると捉えることができ、清瀬市に農地、並木、雑木林が多いことが分かります。加えて、公園や広場など市民がレクリエーションに利用できる都市の緑地が比較的少ないことが分かります。



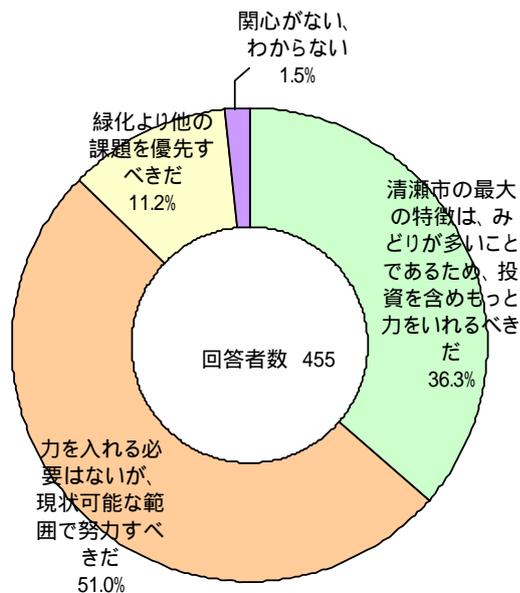
3) 住まいの庭やベランダについて

市民アンケートによると、半数以上が住まいに 10 坪未満の庭やベランダがあると答え、住まいの庭やベランダに積極的に樹木や花を増やしているとの回答が 46.9% ありました。また、今後増やしたいと考えている市民が 21.1% と、大半の市民が住まいのみどりを増やしたいと考えています。



(2) 市への期待

清瀬市の「みどりを守り・育て・創り出す」ことを基本姿勢として努力を続けていくとの考えに対しては、「力を入れる必要はないが、現状可能な範囲で努力すべきだ」との回答が 51.0%、「投資を含めもっと力を入れるべきだ」との回答が 36.3% あり、大半の市民が市のみどりへの取り組みを後押ししていることが分かります。



6 これまでのみどりに関する取り組み

平成9年度に「みどりの基本計画」が策定されてから、これまでに清瀬市で行われたみどりに関する取り組み・成果について以下に整理します。また、主な成果を図に示します。

(1) 関連計画・制度の策定および活用

- ・ **「清瀬しみどりの環境をつくる条例」の制定**

清瀬しみどりの環境をつくる条例に基づく協定の締結し、雑木林や屋敷林の土地所有者への協力要請を行いました。

- ・ **「清瀬市住環境の整備に関する条例」に基づく施策の推進**

本条例に基づき、武蔵野らしさのある住環境づくりを推進し、宅地開発時の適切な指導等を行いました。

- ・ **第二次多摩六都緑化計画策定（H19）**

多摩北部都市広域行政圏各市との連携のための計画が策定されました。これに基づき、多摩六都みどりの実態調査（H21）や緑化専門委員会が設立されました。

- ・ **柳瀬川回廊構想の策定（H18）**

H17に柳瀬川回廊構想を策定し、柳瀬川インフォメーションコーナー設置、河川敷にワイルドフラワー移植、柳瀬川回廊マップ作成、下宿ピオトープ公園開園（H17）を行いました。

- ・ **生垣助成制度の創設（H19）**

武蔵野を意識した住宅緑化の推進として、生垣助成制度を創設しました。

- ・ **清瀬市緑地保全推進委員会設立（H13）**

雑木林等の保全及び育成事業を推進し、公有地化を図るための募金活動を行うために設立しました。

- ・ **清瀬しみどりの環境保全審議会の設立（H18）**

雑木林の公有地化に際し、審議するなど市内のみどりの保全や創生に関する施策について調査及び審議するために設立しました。

- ・ **緑地保全基金制度の活用**

緑地保全基金制度を活用し、みどりの財源の確保を図りました。

(2) みどりを守る取り組み

- ・ **農地を守るための方策の推進**

有機質堆肥等推進助成や、市民農園の拡充として、市内に6箇所の市民農園を設置しました。また生産緑地制度の活用により農地の保全を継続してきました。

- ・ **ケヤキ道景観を守るための方策の推進**

東京都により、志木街道のケヤキの維持管理が行われました。枯れ枝処理又は枝の間引きを実施し、ケヤキの樹冠の維持管理を行いました。また、樹木保険制度として、道路保険へ加入しました。

- ・ **緑地環境保全区域の公有化**
 緑地環境保全区域として指定されていた、中里一丁目緑地(H14;購入)、柳瀬川崖線緑地(H15)、下清戸道東緑地(H17;購入)、神山緑地(H22;購入)の公有化を図りました。
- ・ **ボランティアによる雑木林、農地、屋敷林保全の推進**
 自然保護レンジャーやみどりのサポーター制度の創設により、ボランティア組織を確立し、雑木林・農地・屋敷林の一体的保全システムの検討を行いました。
 具体的には、ボランティア指導者研修支援を行い、落ち葉の堆肥化および農家や市民への配布、雑木林の維持管理、雑木林のパトロールおよび広報による呼びかけを行いました。
- ・ **名木、巨木百選の指定**
 名木巨木百選の指定と、そのマップ作成による PR を行い、屋敷林の保全を図りました。

(3) みどりをつくる取り組み

- ・ **ネットワークの核となる公園づくり**
 神山公園を新規オープン(H16)しました。また、(仮称)清瀬大和田公園基本計画の策定をしました(H18)。
- ・ **水を主軸としたみどりのネットワークの強化**
 空掘川いこいの水辺親水階段を設置しました。野火止用水においては、6市合同による植生管理作業を実施しました。
- ・ **歩行者空間の確保によるみどりのネットワークの強化**
 主要な道路の緑化として、けやき通りのケヤキ、旭ヶ丘通りのイチョウ、新小金井街道の街路樹の植樹を行いました。また、柳瀬川回廊構想(H17)により散歩コースを設定し、案内板や道標を設置しました。その他には、ポケットパークを7箇所設置し、「椅子のあるまち」事業にらって遊歩道沿いに椅子を64基設置し、魅力の創出を行いました。
- ・ **多様な機能の公園づくり**
 武蔵野を意識した台田の社、自然学習園としてのせせらぎ公園、ユニバーサルデザインを導入した神山公園等を設置しました。
- ・ **学校緑化の推進**
 学校緑化の推進として、校庭の芝生化や緑のカーテンの取り組みを4校で行いました。
- ・ **「花のあるまちづくり」事業の展開**
 「花のあるまちづくり事業」を展開し、駅周辺や商店街の緑化を推進しました。

(4) みどりをいつくしむ心をはぐくむための取り組み

- ・ **みどりのPRの強化**

ホームページによる情報発信や、ボランティアグループによる樹名版の設置、また、平成18年に柳瀬川回廊マップ、平成21年に「清瀬の名木・巨木百選」(改訂版)、平成22年に「清瀬の植物」を発行するなどPRの強化を行いました。また緑地保全活動のため、駅前街頭募金や各イベント開催時における募金活動を行いました。

- ・ **観察会やイベントの開催**

ボランティアによる野鳥観察会や、カタクリ観察会を行いました。また、カタクリまつり、さくらまつり、ひまわりフェスティバル、環境フェア、川まつりを開催し、市民のみどりに対する意識向上を図りました。カタクリまつりの際には記念講演会開催を行いました。

その他、個人のみどりを対象としたフラワーコンテストや、市民まつりの際に苗木を配布するなどの啓発活動も行いました。

- ・ **みどりのまちづくりへの住民参加の推進**

せせらぎ公園、神山公園については、市民とのワークショップ等により公園づくりを進めました。また、自治会などによる公園管理のしくみづくりも行いました。

これまでのみどりに関する主な成果

その他の主な取り組み

- ・ポケットパークの整備(市内7箇所設置)
- ・花のあるまちづくり事業を展開
- ・椅子のあるまちづくり事業を展開(64基設置)
- ・緑地環境保全区域指定
- ・生産緑地地区の継続
- ・市民農園の整備・拡充(市内6箇所設置)
- ・屋敷林の保全(名木・巨木百選に指定)
- ・東3・4・13号線の整備
- ・校庭の芝生化(清小500㎡、10小500㎡、緑のカーテン4校など)
- ・自然・環境保護団体と植生管理を含めた維持管理
(中里緑地保全地域・松山緑地保全地域・御殿山緑地保全地域)

